

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2797号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

チューリップ祭り(島根県)



も く じ

随 情
想 報

フ
ォ
ー
ラ
ム

政
策

ウオーキング文化の醸成……

町村Nav i……………大分県日出町長 工藤義見：(12)

どらまちつく日本海、良寛さんの心の町
〜恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり〜 新潟県出雲崎町……………(10)

児童手当法の一部を改正する法律について
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室室長補佐 角園太一……………(2)

コ ラ ム

遺伝子は利他的である

筑波大学名誉教授 村上 和雄

ヒトの身体では、細胞同士、臓器同士が見事に助け合っている。この助け合いを可能にするために、遺伝子にも利他的な働きをする情報が存在すると、私は1990年代の終わり頃から仮説として提案してきた。

一方、進化生物学者・長谷川真理子は、ヒトは本来、助け合う生き物として進化したと考えている。ヒトの身体が進化によって適応的に作られたように、「ここぞ」もまた進化する。この考えは、コンピュータのシミュレーションを用いてゲームを行うことで検証された。

ゲームが1回で終わる場合、協力的行動はなかなか生まれませんが、同じ個体が繰り返しゲームを行うのであれば状況は変わってくる。

自分の利益のみを追求し、他者を裏切つて食い物にしていく者は、最初は繁栄するが、その者同士でたまし合つて自滅する。

一方、もろつて、お返しをしてという集団は、繰り返しゲームを行うことで双方の

利益がプラスになって、どんどん繁栄する。つまり、長期的なつき合いが続く中では、協力的行動が進化し得ることが、モデルを用いたシミュレーション研究から明らかにされた。

そして、ヒトほど他者に協調し、協力したり援助したりする動物は、他にいない。では、ヒトに高次な利他行動が進化したのはどうしてだろう。それは、ヒトの「ここぞ」の存在だと長谷川真理子は主張する。

ヒトは進化の過程において、互いの状況や感情を、繊細、的確に推測する能力を獲得し、言語により意図を交わすことができるようになった。

ヒトに著しく発達した脳の働きは、長い集団生活の中で非常に強い社会性を生み、ヒトに独特な文化をつくり出した。

困っている人に「思わず」手を差し伸べる。そんな無意識になされる利他行動は、他者への共感や配慮(思いやり)、協調、助け合いが、ヒトの本能として進化したことを示している。

●写真募集●

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

政策解説

児童手当法の一部を改正する法律について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
児童手当管理室室長補佐

角園 太一

1. はじめに

「児童手当法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が衆議院での修正を経て平成24年3月30日に成立、翌日公布された。

今回、改正法制定に至る経緯、改正法による改正後の児童手当制度について紹介する。

なお、本稿中、意見にわたる記述は、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

2. 本法律制定に至る経緯

(1) 平成23年度子ども手当特別措置法成立まで

子育てに係る経済的支援施策については、昭和47年に児童手当法が施行され、その後、順次制度改正が行われてきた。

平成21年の衆議院選挙の結果、月額2万6千円(初年度の平成22年度は月額1万3千円)の子ども手当創設を掲げた民主党が政権与党となり、子ども手当制度の実現に向けた検討が行われた。その結果、平成22年度の1年間、中学生までの子どもに一律月額1万3千円を支給することを内容とする、法律案が国会に提出され、政府提出法案の検討規定を修正した上で、成立した。なお、「控除から手当へ」という考

えの下、子ども手当創設とあわせて、平成22年度税制改正で、所得税及び住民税の年少扶養控除が廃止された。(所得税は平成23年から、住民税は平成24年度から施行。)

翌年度は、政府内や地方団体との議論を踏まえ、平成23年度の1年間、3歳未満の子どもは月額2万円、3歳以上中学校修了前までの子どもは月額1万3千円を支給することや子どもの国内居住要件の創設や保育料の手当からの徴収など平成22年度の法案審議や地方団体からの要請を踏まえた改善事項を盛り込んだ法律案が国会に提出された。

しかしながら、東日本大震災の発生やねじれ国会で審議が進まない状況を踏まえ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律を平成23年9月まで半年間延長する法案が与党より議員立法で提出され、参議院では賛否同数となったが、議長裁決の結果成立した。(政府案は撤回)

その後、平成23年10月以降の制度について、民主党・自民党・公明党で協議が行われ、平成23年8月4日に3党合意が結ばれた。この合意により、平成23年10月以降の支給額や平成24年6月以降から所得制限を設けること、平成23年10月以降は撤回された政府案に盛り込まれた子どもの国内居住要件等の改善事項を設けること、法形式としては、平成23年度後半は特別

措置法で対応するとともに、平成24年度以降は児童手当法改正法により対応することなどとされた。「参考1」

この3党合意に基づき、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案が国会に提出され、政府案のとおり成立した。(以下「平成23年度子ども手当特別措置法」という。)

(2) 改正法の成立まで

平成24年度以降の制度について、平成23年8月の3党合意では、手当や法律の名称、所得制限世帯における所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止による減収に対する必要な税制上又は財政上の措置、扶養控除の在り方などについて確定していなかったことから、平成24年度予算案の編成前に3党間での協議の実施が模索されたが、進展が見られなかった。

一方、平成24年度以降の国と地方の費用負担の在り方については、所得税及び住民税の年少扶養控除廃止に伴う地方増収分の取扱いとあわせて、国と地方の協議の場において協議が行われた。当初、厚生労働省から、地方増収分を手当の地方負担に充てることで、国と地方の費用負担を1対1とすることを提案したが、地方団体から、全国一律の現金給付は、国が負担すべきとの強い意見があり、協議の結果、国と地方の費用負担は2対1とすることとし、残余の地方増収分は、子ども手当

政 策

参考1 子どもに対する手当の制度のあり方について

1 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成23年度10月(平成24年2月支給分)から実施する(所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度(6月分)から実施する。)

2 所要額 2.2~2.3兆円程度

3 具体的な支給額

(1)一般世帯(非所得制限世帯)

0~3歳(一律)	15,000円(児童手当1万円)
3~12歳(第1子、第2子)	10,000円(児童手当5千円)
(第3子以降)	15,000円(児童手当1万円)
中学生(一律)	10,000円(児童手当なし)

(2)所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除(所得控除)の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする。

4 所得制限

所得制限の基準を、年収960万円程度(夫婦と児童二人世帯)とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年 8月 4日

民 主 党 幹事長
政策調査会長
自由民主党 幹事長
政務調査会長
公 明 党 幹事長
政務調査会長

(別添)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるように、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

・平成23年10月分から平成24年3月分まで

4. 支給額・費用負担

- ・3歳未満、3歳~小学生(第3子以降) : 1万5千円
- ・3歳~小学生(第1子・第2子)、中学生 : 1万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

5. その他

- ・平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定
※子どもの国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもについて施設の設置者等への支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高い交付金の交付

6. 施行時期・改正附則

施行日:平成23年10月1日

- ・平成24年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るものとする。
※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
- ・その際、所得制限については、平成24年6月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。

特例交付金を継続しないことや、国民健康保険の都道府県調整交付金の見直しなどに充てることとで、協議が調った。【参考2】

こつした状況を踏まえ、手当の名称は「子どもための手当」、法律の名称は「子どもための手当の支給に関する法律」とし、所得制限の対象者については、子ども一人当たり一律月額5千円の子どものための手当を支給することともに、費用負担は国と地方の協議結果を踏まえたものとするなど内容を内容とする、児童手当法の一部を改正する法律案が国会に提出された。

国会提出後、民主党・自民党・公明党の3党で修正協議が行われ、平成24年3月15日に、政府案の修正について3党合意が結ばれた。

3党合意では、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に所要の改正を行い、子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学生まで拡大するとともに手当額を拡充するなど、新たな児童手当制度を構築すること」とされ、具体的には、手当の名称は「児童手当」、法律の名称は「児童手当法」と従前の児童手当のとおりにすることともに、所得制限の対象者への支給は自分の間の特例給付として、附則に位置付けることとされた。また、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等についての検討規定を設けることとされた。【参考3】

参考2 地方増収分(使途未定分)の取扱いについて

平成23年12月20日 「国と地方の協議の場」資料

1. 平成24年度における取扱い

- ①現金給付の地方負担 1,087億円
国：地方＝2：1(恒久化)
※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
- ②子ども手当特例交付金 1,353億円
平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
- ③減収補填特例交付金 500億円
平成24年度税制改正に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振り替える。
- ④地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円
 - ・子育て支援交付金(地方独自の子育て支援推進事業等)(93億円)
 - ・地域子育て創生事業(124億円)
 - ・子ども手当事務取扱交付金(98億円)
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)
都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す(給付費等の2%)。
- ⑤平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

3. 平成25年度以降の対応

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方増収(追加増収分：675億円)及び1. ⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

参考3 児童手当法の一部を改正する法律案の修正について

- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に所要の改正を行い、子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学生まで拡大するとともに手当額を拡充するなど、新たな児童手当制度を構築することとする。
- このため、以下の内容に基づき、政府提出の児童手当法の一部を改正する法律案の修正案を提出する。

1. 手当の名称・題名

○手当の名称は、「児童手当」とし、法律の名称は「児童手当法」とする。

2. 目的規定

○法律の目的規定については、「この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」とする。

3. 子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定

○子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定については、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」とし、改正法の附則に規定を設ける。

4. 所得制限基準額以上の者への支給

○所得制限基準額以上の者(施設入所等児童に係る部分等を除く)への支給については、法律の本則上は支給しないこととし、附則で、当分の間の特例給付として、児童一人当たり月額5千円を支給することを規定する。

○なお、当該給付の在り方について、「3. 子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定」による検討の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとし、改正法の附則に所要の規定を設ける。

5. その他

- 依然として、平成23年度子ども手当特別措置法の子ども手当の未申請者がいることを踏まえ、平成24年3月31日までとされている遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長することとし、関係の法律について所要の規定を設ける。
- この他、上記の合意内容に沿って、所要の技術的な修正を行う。

以上、確認する。

平成24年 3月15日

民主 党	政策調査会長
自由民主 党	政務調査会長
公 明 党	政務調査会長

この合意を踏まえ、民主党・自民党・公明党より政府案に対する修正案が提出され、政府案は修正の上、3月30日に成立、翌日公布された。

3. 改正法及び改正法による改正後の児童手当制度の概要(参考4)

(1) 法律の題名・手当の名称
法律の名称は、「児童手当法」とし、手当の名称は、「児童手当」とする。(改正法による改正前の児童手当法のとおり。)

(2) 目的

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的とする。

(3) 支給対象

支給対象となる児童を中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)まで拡大する。

平成23年度子ども手当特別措置法と同様に、支給要件を以下のとおり変更する。

①児童には、国内居住要件を設け、留学(厚生労働省令で定める留学をいう。)の場合を除き日本国内に住所

政 策

参考 4 児童手当法の一部を改正する法律の概要

目 的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

概 要

(1)児童手当の支給額

①所得制限額未満である者	②所得制限額以上である者
3歳未満	当分の間の特例給付(附則に規定)
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額5千円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額1万5千円
中学生	月額1万円

※所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(2)費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(3)平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定

- ・児童に対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設定者等に支給する形で手当を支給
- ・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする 等

(4)検討(改正法附則に規定)

- ・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- ・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(5)その他

- ・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。

施 行 日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

を有しない場合は支給対象としない。

②児童養護施設等に入所等している児童(以下「施設入所等児童」という。)については、児童養護施設の設定者等を支給対象とする。

※平成24年6月1日からは、施設入所等児童の対象に児童福祉法第27条第2項の規定により指定医療機関に入院している児童を加え、指定医療機関の設定者も支給対象とする。更に、婦人保護施設等に入所する施設入所等児童から、高校生世代の父母(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある父母をいう。)がその子と同じ施設に入所している場合は、その父母及びその子を除くこととする。

③未成年後見人(法人である場合を含む。以下同じ。)を父母と同様の要件(「監護」+「生計同一」)で支給対象とする。

④日本国内に住所を有しない父母等が生計を維持している中学校修了前の児童と同居し(同居が困難であると認められる場合を除く)、その児童を監護し、生計を同じくする者のうち、その父母等が指定する者を支給対象とする。

⑤離婚し、又は離婚協定中で父母が別居しているような場合は、児童と同居している者を支給要件に該当する

者とする。一方で、単身赴任で児童と別居しているような場合など別居後も父母が生計を同じくしている場合は、これまでどおり児童の生計を維持する程度が高い者を支給要件に該当する者とする。

所得制限は、給与所得者と専業主婦の夫婦と児童2人世帯で年収960万円(所得736万円)を基準に設定し、平成24年6月分から適用する。(平成24年4月分、5月分は所得制限を適用しない。)なお、施設の設定者等及び法人である未成年後見人には所得制限は適用しない。

(4)支給額

支給額は、次のとおりとする。

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額1万円
- ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額1万5千円

※法人未成年後見人及び施設入所等児童に係る部分については、一律1万円

・中学生 月額1万円

当分の間の特例給付として、所得制限により児童手当を支給されない者に対し、中学校修了前の児童一人につき月額5千円を支給する。

(5)費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負

参考5 児童手当・子ども手当制度の比較

児童手当法 (~21年度)	子ども手当法 (22年4月~23年9月)	子ども手当特別措置法 (23年10月~24年3月)	児童手当法 (24年度~)
支給対象となる児童・支給額			
【0~3歳未満】 月額10,000円 【3歳~小学校修了】 第1子・第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 【中学生】 (支給せず)	【0歳~中学生】 一律 月額13,000円	【0~3歳未満】 月額15,000円 【3歳~小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	1. 所得制限内 【0~3歳未満】 月額15,000円 【3歳~小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 2. 所得制限超 ※当分の間の特例給付(法附則)(24年6月分~) 月額 5,000円
<給付総額：1兆円(21年度)>	<給付総額：2.7兆円(23年度1次)>	<給付総額：2.6兆円(23年度3次)> ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)	<給付総額：2.3兆円(H24年度)> ※3党合意：2.2~2.3兆円程度
所得制限			
所得制限 有り 被用者：年収860万円 (専業主婦、児童二世帯) ※扶養親族数により差がある。	所得制限 無し	(特別措置法 附則) 平成24年6月分から所得制限を実施。 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。	所得制限 有り(24年6月分~) 年収960万円 (専業主婦、児童二世帯) ※扶養親族数により差がある。 ※3党合意：年収960万円程度(夫婦・児童二人)
手当を必要とする児童に届く改善			
■施設入所の児童、里親 ・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →支給されない	・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →「安心子ども基金」から支給	すべての児童について施設(設置者)へ支給	
■両親の別居 児童の生活費を主に負担している親へ支給		児童と同居している親に支給	
■子どもの居住地 国外でも支給	国外でも支給(確認の厳格化)	留学を除き、支給しない	
地域の実情に対応するための措置		①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当 地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない!	

(7) 検討
検討規定として以下の事項が規定されている。
政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の

把握割合は2対1とし、被用者(所得制限未満)に係る費用(3歳未満の児童に係る部分に限る。)の15分の7を事業主の負担とする。
公務員については、所属庁の負担と
する。
(6)平成23年度子ども手当特別措置法に盛り込んだ事項の規定
児童に対する国内居住要件の創設や児童養護施設等に入所している児童について施設の設置者等に手当を支給するほか、保育料を手当から直接徴収出来る仕組み、学校給食費等を本人の同意により手当から納付することが出来る仕組みを設けるなど、平成23年度子ども手当特別措置法で改善した事項を設ける。

今般、改正法の施行により、平成24年4月1日より、新たな児童手当制度が開始され、地方公共団体には、再度、施行に係る作業をいただくこととなるが、恒久制度となる新たな児童手当制度が安定的に運営されるよう、新たな児童手当制度の趣旨、内容についてご理解いただくとともに、引き続きご協力を願います。

結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
(8)その他
平成24年3月31日までとなっていた、平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を同年9月30日まで延長する。
(9)施行日
別途記載した事項を除き、平成24年4月1日とする。なお、所得制限は平成24年6月分から適用する。



フォーラム

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、南東部を長岡市、南西部を柏崎市に接し、北西部は約9 kmにおよぶ海岸線を有し、佐渡と対峙しています。

町の面積は、44・38㎓²、このう

はじめに



ち約7割を山林面積が占めています。また、人口は平成24年3月末で5,030人となっています。

出雲崎は日本海に面した海岸地区と内陸部の駅前地区に大別でき、海岸地区は、江戸時代に佐渡からの金銀荷揚げの地として栄え、越後では最初の「天領」となりました。このことから越後経済の中心地として栄え、今でもその名残りとして「妻入りの街並み」が連なっています。また、生涯において寺を構えず無一物に徹し、清貧の思想を貫いた聖僧「良寛」もこの地で生まれました。一方、駅前地区は、南北朝時代の古戦場や戦国時代の城址などの史跡が残されており、戦前は教育の村として先人の功績も大きく受け継がれています。

町の産業構造は、第1次産業では、

現地レポート

町村独自のまちづくり

どらまちつく日本海、
良寛さんの心の町

〜恵まれた自然と歴史のなかで
安全・安心に暮らせるまちづくり〜



い ず も ぎ き ま ち

新潟県 出雲崎町

フォーラム

農業と漁業が中心で、農業では、稲作と酪農が主体となっており、第2種兼業農家がそのほとんどを占めています。また、漁業は過去5年間の平均で年間2億2、000万円程の漁獲高をあげており、県の中核漁業基地となっています。第2次産業では、就業者30人以下の製造業が多く、第3次産業は一部を除いて事業規模は小さいものばかりです。産業別就業者の割合は、現在では、5割以上が第3次産業への就業者となっています。

当町は、昭和32年に内陸部の西越

村と海岸地区の出雲崎町が合併し、新生出雲崎町として誕生しました。その後、平成15年7月に合併協議会(法定)を立上げ、合併の道を模索しましたが、翌年11月に協議を終了し、当面は、自立の道を歩むことになり、現在に至っております。しかしながら、人口減少は深刻な課題であり、昭和の合併当時は12、000人だった人口が、現在では5、000人ほどとなり、高齢化率は、36・2%となっている過疎地域です。

**魅力あふれる出雲崎の歴史を
後世に伝えるために**

かつて越後の海岸線に沿って東西に伸び、佐渡から江戸へと金銀が運ばれた「北国(ほっこく)街道」は、江戸時代、東海道や中山道に次ぐ重要な街道として宿場町が多数点在していました。

とりわけ江戸幕府の直轄地「大領」であった出雲崎はその要所として大変なにぎわいをみせました。この当時の税金は間口の広さで取っていたため、間口が狭く奥行きの長い「妻

入り」の街並みが日本一の長さに渡って形成されました。

町では、この妻入りの街並みを保存するため、妻入りの形状の建築物の増改築や新築に助成金を出すなどしています。

また、昭和62年から東京藝術大学日本画科の大学院生・院卒業生から毎年出雲崎町に来ていただき「街並みをスケッチする合宿活動」として、街並みのスケッチ画を描いていただいています。このスケッチ画は昨年までで346点を数え、町の宝となっています。

観光資源を活用して全国に向けて情報発信

出雲崎は平成16年の新潟・福島豪雨、中越地震、平成19年の中越沖地震と立て続けに災害に見舞われました。これらの災害からの復旧・復興に奮闘するなか、演歌歌手ジエロさんのデビュー曲「海雪」が大ヒットし、出雲崎の名が全国的に広まり、出雲崎を元気づけてくれました。このことが縁で、平成21年にジエロさんから町の観光大使に就任していただき、現在も出雲崎を全国にPRしていただいています。

また、「おけさ」源流の地と言わ



▷妻入りの街並み



▷街並みスケッチ画

フォーラム

▷毎年開催される「出雲崎おけさ」の全国大会



れている出雲崎で古くから唄われて
いる民謡「出雲崎おけさ」を全国に
広めるため、民謡歌手剣持雄介さん
から「出雲崎おけさ大使」に就任し
ていただいています。
シエロさんや剣持雄介さんからは
町で開催するイベントに出演してい
ただいており、多くの観光客などが
楽しんでいただいています。
そして、町の各種イベント会場と
なる道の駅「越後出雲崎天領の里」
にある「夕風の橋」からは、世界一
大きいといわれる夕日を見ることが

◁イベントでライトアップされた「夕風の橋」



でき、この橋の欄干に鎖を結び鍵を
かけると恋が成就するといわれ、い
つしか「恋人たちの橋」と呼ばれる
ようになりました。

人口減少に歯止めを
―定住促進に向けての施策

町では人口増加・定住促進のため、
昨年、若者向けの町営住宅を建築し
ました。

この町営住宅は、新築の3LDK
一戸建て3棟で、入居条件を「定住

◁若者向け町営住宅の見学会



する意思を持って転入する者」で「申
込者が40歳未満かつ40歳未満の配偶
者が同居する者」または「配偶者と
中学生以下の子が同居すること」な
どとしました。家賃は月額4万円に
抑え、さらに扶養する子が1人いる
と5千円、2人では1万円、3人
以上では1万5千円を減額すること
で、子どものいる世帯が入居しやす
い設定にしました。また、将来この
住宅を購入することもでき、定住し
ていただくための支援として、入居
から10年以内に購入される場合に
は、それまで納めた家賃の一部を購

入費に充てるものとして、最高15
0万円の支援金を支給することとし
ています。この住宅の募集には周辺
市町村や、県外からも応募があり、
申込者が募集数を大きく上回ったた
め、応募者のなかから3世帯を決定
しました。

町では、今回の町営住宅の評判・
効果等を検証しながら今後の町営住
宅の建設を行いたいと考えておりま
す。

おわりに

ここまで町の取組みを紹介しまし
たが、おぼろげながらも、出雲崎町
のイメージを想像できたでしょう
か。

町では、人口減の歯止め、定住人
口の増加を目標とし、町民の方から
は、町の文化や歴史を理解し関心を
持つてもらうとともに、地域文化の
振興を通じて町の良さを理解してい
ただき、町外の方に対しては、まず
は、町の名前を覚えていただき、次
に訪れ、感じてもらう、最終的には
住んでもらうという施策を展開し、
恵まれた自然と歴史の中で「安全・
安心に暮らせるまちづくり」を進め
たいと思います。

(出雲崎町総務課企画係)

情 報

◆第32回『都市問題』公開講座

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第32回は次のような趣旨により、「どう処理する、震災廃棄物」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

【開催趣旨】

2011年3月11日の東日本大震災によって、被災地に積み上がった「震災廃棄物」。その圧倒的な物量もさる事ながら、アスベスト・PCBなどの有害物質および福島第一原発事故により飛散した放射性物質の混入・付着が、その処理を極めて困難なものにしている。政府は、広域処理の方針を前面に打ち出し、2013年度末までの処理完了を目指す。先行きは不透明である。本講座では、被災地の「復興」のために避けて通れない震災廃棄物の処理をいかに進めていくべきか、その方策について考える。

1、日時

2012年6月9日(土)

2、場所

13:30~16:30

日本プレスセンター 10階ホール
(〒100-0001 東京都千代田区内幸町2-2-1)

3、プログラム

- 〈基調講演〉
山本 正徳氏(宮古市長)
〈パネルディスカッション〉
池田こみち氏(環境総合研究所副所長)
木村 尊彦氏(東京都環境局廃棄物対策部長)

森口 祐一氏(東京大学大学院工学系研究科教授)

谷田部雅嗣氏(NHK解説委員)

新藤 宗幸氏(後藤・安田記念東京都市研究所研究担当常務理事)〈司会〉

4、参加費・無料

5、参加申込み

後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ(<http://www.tim.or.jp>)からお申込みください。

6、申込み期限

2012年6月6日(水)
※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

問合せ先

後藤・安田記念東京都市研究所 研究室
TEL:03-3359-1112

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

財団法人 交通遺児等育成基金(厚生労働省所管)
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (通話無料)

<http://www.kotsuiji.or.jp>

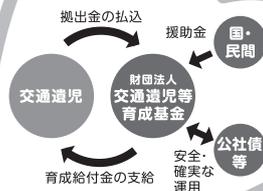
協力団体/独立行政法人 自動車事故対策機構(本部 TEL03-5276-4451)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの拠出金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

- 満13歳未満(0~12歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児育成基金の仕組み



- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝いを支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

ウオーキング文化の醸成



大分県日出町長 工藤 義見

随 想

フランシスコ・ザビエル生誕50周年を記念して、6年前からザビエルの道ウオーキング大会を開催しています。

コースはザビエル浜コース5km、ザビエルフルコース10km、周回健脚コース20kmなどですが、当初から多くの参加者を得て盛会のうちに実施しています。

西暦1551年、キリスト教宣教師フランシスコ・ザビエルは、府内(大分)の大友宗麟の招きで、山口から豊前街道、背後地の西鹿鳴越道を経て当時の日出郷に至り、別府湾日出の浜より府内に入ったことに機縁しての大会です。

地元では、この道を古くからザビエルの道とも呼んでいます。勾配の険しい狭い山道ながら、頻繁に人や産品の往来する重要な道でした。

明治以降、道路整備が進み、この山道は使われずに放置され、古木が倒壊・荒廃して道なき道となっていました。生誕祭を控えて、多くのボランティアの皆さんの力を借りて整備を進め、聖人の歩いた歴史ある道として復活させました。

参加される皆さんは、それぞれの体力に合わせてウオーキングを楽しむとともに、各コースで古き歴史を感じながら、別府湾、周辺連山の素晴らしい景観を堪能しています。そしてこの道は、素晴らしい自然や景観が評価され、「美しい日本の歩きたくなる道500選」に入り、また県内でも「おおいた遺産」に選ばれているなど、日出町の主要な観光地として脚光を浴びています。

うれしいことにこの大会を始めて間もなくして、イエスス会ローマ本

部から日出町に対してメッセージが寄せられました。また、町内にあるトランプスト修道院にローマ本部からフランシスコ・ザビエルの聖遺物が贈られ、院内に納められています。

さて、日出町にはキリスト教に関係してザビエルの道や修道院のほかにも、日出藩木下家老の加賀山半左衛門とその子ディエゴが江戸時代に処刑され、福者に列せられたことから、最近、日出殉教公園が整備され、ミサなどの行事が行われる中、多くの人たちが来訪しています。

このようなことから、日出町でウオーキング協会が結成され、「美しい日本の歩きたくなる道」、「日出町歴史・史跡の道」、「ザビエルの歩いた道」、「日出湾・別府湾展望の道」、「極楽行きバスポート取得の道」など多彩なウオーキングコースが設定され、自然、史跡、歴史的建造物、神社仏閣、農水産物、湧水、景観など点在するスポットを結んでいます。

別府市と隣接する日出町の海岸線は、25kmの延長があり、まず眺望で評価の高いホテルを目にしなから、島山公園付近を起点に大分市、別府市を遠景に望む海浜ロードが3kmにわたって続きます。その間に併人高

浜虚子の記念句碑、戦艦空母海鷹の乗組員の記念碑、瀧廉太郎胸像等のある日出城址とその周辺、そして城下カレイ料理と庭園で有名な山荘が続きます。

この遊歩道は、自動車の往来も安全、そして海、山の景観の素晴らしいさは抜群で、日出町が誇る第一級の財産です。

歴史遺産を顕彰しながら始まったウオーキング大会ですが、風光明媚な別府湾を望みながら癒しや健康保持のためのウオーキングコース設定で、日出町におけるウオーキング文化の形成は着実に実りつつあります。

自らの健康は自ら維持、管理することが大切です。一人ひとりが健康づくりの主役であり、生活環境がまさに健康づくりの場といえます。

年々医療費などが増加する中で、個人、家庭、職場、公共の場でのライフスタイルに着目しながら、日頃の生活習慣を改善し、皆さんが進んで健康づくりに取り組めるように、さらなる支援や環境の整備で、ウオーキング文化の醸成に努めたいと考えています。